宮崎県公報

平成29年10月５日（木曜日）　第 2935 号

発　行　宮　崎　県
印　刷　宮崎市旭１丁目６番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日　毎週月・木曜日
購読料（送料共）　１年　41,700円

目　次

頁

規　則

○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……（財政課）１
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（市町村課）１
○土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則……（農村計画課）２
○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……（会計課）２

告　示

○指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定……（障がい福祉課）３
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（　〃　）３
○保安林の指定予定の通知……（自然環境課）３
○土砂災害警戒区域の指定（２件）……（砂防課）３
○土砂災害特別警戒区域の指定（２件）……（　〃　）４
○建築基準法に基づく道路の位置の指定……（建築住宅課）５

公　告

○都市計画の変更の案の縦覧……（都市計画課）５

教育委員会告示

○口頭により開示請求をすることができる保有個人情報……５

規　則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年10月５日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

宮崎県規則第43号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成29年宮崎県条例第30号）附則第１号に掲げる規定の施行期日は、平成29年10月25日とする。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月５日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

宮崎県規則第44号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則（平成12年宮崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>第７条　次の表の左欄に掲げる規則は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。
<table>
<tr><td>［略］</td></tr>
<tr><td>５　［略］</td></tr>
<tr><td>６～８　［略］</td></tr>
</table></td><td>第７条　次の表の左欄に掲げる規則は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。
<table>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td colspan="2">５　［略］</td></tr>
<tr><td>６　条例別表の22の４の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td><td>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年宮崎県規則第34号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">７～９　［略］</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年10月５日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

宮崎県規則第45号

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成29年宮崎県条例第34号）の施行期日は、平成29年10月５日とする。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月５日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

宮崎県規則第46号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

第１条　宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第１（第３条関係） １　［略］ ２　使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第９号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの （１）～(381)　［略］ (382)～(571)　［略］ ３～７　［略］	別表第１（第３条関係） １　［略］ ２　使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第９号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの （１）～(381)　［略］ (382)　旅行サービス手配業者登録申請手数料 (383)～(572)　［略］ ３～７　［略］

第２条　宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第１（第３条関係） １　［略］ ２　使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第９号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの （１）～(571)　［略］ (572)　［略］ ３～７　［略］	別表第１（第３条関係） １　［略］ ２　使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第９号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの （１）～(571)　［略］ (572)　住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請手数料 (573)　［略］ ３～７　［略］

第３条　宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第１（第３条関係） １　［略］ ２　使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第９号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの （１）～(382)　［略］ (383)　通訳案内士登録申請手数料 (384)　通訳案内士登録証訂正手数料 (385)　通訳案内士登録証再交付手数料 (386)～(548)　［略］ (549)～(573)　［略］ ３～７　［略］	別表第１（第３条関係） １　［略］ ２　使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第９号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの （１）～(382)　［略］ (383)　全国通訳案内士登録申請手数料 (384)　全国通訳案内士登録証訂正手数料 (385)　全国通訳案内士登録証再交付手数料 (386)～(548)　［略］ (549)　小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料 (550)　小規模不動産特定共同事業の登録更新申請手数料 (551)～(575)　［略］ ３～７　［略］

附　則

この規則は、平成30年１月４日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第１条の規定　公布の日
（２）　第２条の規定　平成29年10月25日
（３）　第３条の規定（宮崎県収入証紙条例施行規則別表第１第２号（383)から（385)までの改正規定を除く。）　平成29年12月１日

告　　示

宮崎県告示第 556号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第２項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成29年10月５日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

名　称	所在地	担当する医療の種類	指　定年月日
一般社団法人藤元メディカルシステム　藤元総合病院	都城市	歯科矯正	平成29年10月１日
みなみ薬局	日南市	薬局	平成29年10月１日
有限会社フクシマ薬局	都城市	薬局	平成29年10月１日

宮崎県告示第 557号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第２項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成29年10月５日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

名　称	所在地	担当する医療の種類	指　定年月日
シティ薬局	宮崎市	薬局	平成29年10月１日

宮崎県告示第 558号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年10月５日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　保安林予定森林の所在場所　西臼杵郡日之影町大字岩井川字市の山3190－17・字中尾3788－１・3788－24（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）、字市の山3190－１、3190－14、3190－26、3190－27、字中尾3788－20、3788－25、3788－28、3789－１、3803－１、3804－１、3808－１、3814－１、3814－６、3819－７、3839－１、3839－４、3842－１、3843－１、3843－３、3843－４、3843－25、3843－59、3847－１、3847－７、3869－１、3875－１、3886－３、3886－14、3886－15

２　指定の目的　水源の涵（かん）養

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 559号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年10月５日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

市町村名	地　区　名	土砂災害警戒区域の渓流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小林市	南ヶ丘１	205－J－ 006	土　石　流
	南ヶ丘２	205－J－ 007	土　石　流
	南ヶ丘３	205－J－ 008	土　石　流
	平瀬野－１	Ⅱ－１－5373	急傾斜地の崩壊
	平瀬野－２	Ⅱ－１－5376	急傾斜地の崩壊
	高　山	Ⅱ－１－5388	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 560号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年10月５日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

市町村名	地　区　名	土砂災害警戒区域の渓流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	野方野２	11－ 441－２－ 059	土　石　流
	大野原－１	Ⅰ－１－3753	急傾斜地の崩壊

	河内－１	Ⅱ－１－7952	急傾斜地の崩壊
	狐石－２	Ⅱ－１－7988	急傾斜地の崩壊
	塩井の宇層－１	Ⅱ－１－8051	急傾斜地の崩壊
	塩井の宇層－２	Ⅱ－１－8052	急傾斜地の崩壊
	大野原－２	Ⅱ－１－8147	急傾斜地の崩壊
	大野原－２－新①	Ⅱ－１－8147－新①	急傾斜地の崩壊
五ヶ瀬町	川曲川	11－ 443－１－ 002	土石流
	戸の口川	11－ 443－１－ 003	土石流
	川曲川（２）	11－ 443－２－ 016	土石流
	戸川川	11－ 443－２－ 051	土石流
	戸川川－新①	11－ 443－２－ 051－新①	土石流
	川曲	Ⅰ－１－2019	急傾斜地の崩壊
	戸川	Ⅱ－１－8412	急傾斜地の崩壊
	戸川－新①	Ⅱ－１－8412－新①	急傾斜地の崩壊
	戸川－新②	Ⅱ－１－8412－新②	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 561号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年10月５日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の渓流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小林市	南ヶ丘１	205－J－ 006	土石流
	南ヶ丘２	205－J－ 007	土石流
	南ヶ丘３	205－J－ 008	土石流
	平瀬野－１	Ⅱ－１－5373	急傾斜地の崩壊
	平瀬野－２	Ⅱ－１－5376	急傾斜地の崩壊
	高山	Ⅱ－１－5388	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 562号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年10月５日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の渓流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	野方野２	11－ 441－２－ 059	土石流
	大野原－１	Ⅰ－１－3753	急傾斜地の崩壊
	河内－１	Ⅱ－１－7952	急傾斜地の崩壊
	狐石－２	Ⅱ－１－7988	急傾斜地の崩壊
	塩井の宇層－１	Ⅱ－１－8051	急傾斜地の崩壊
	塩井の宇層－２	Ⅱ－１－8052	急傾斜地の崩壊
	大野原－２	Ⅱ－１－8147	急傾斜地の崩壊
	大野原－２－新①	Ⅱ－１－8147－新①	急傾斜地の崩壊
五ヶ瀬町	川曲川	11－ 443－１－ 002	土石流
	戸の口川	11－ 443－１－ 003	土石流
	川曲川（２）	11－ 443－２－ 016	土石流
	戸川川	11－ 443－２－ 051	土石流
	戸川川－新①	11－ 443－２－ 051－新①	土石流

	川　　曲	Ⅰ－１－2019	急傾斜地の崩壊
	戸　　川	Ⅱ－１－8412	急傾斜地の崩壊
	戸川－新①	Ⅱ－１－8412－新①	急傾斜地の崩壊
	戸川－新②	Ⅱ－１－8412－新②	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 563号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第１項第５号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年10月５日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要（メートル）		指定年月日
			幅員	延長	
（西都）29－１	有限会社廣建設代表取締役鬼塚廣	西都市大字三宅字尾筋西下2746－４，2746－９，2746－15里道の一部	4.00 4.50	53.25 41.12	平成29年９月15日

公　　告

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第２項において準用する同法第18条第１項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成29年10月５日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画道路　３・４・ 251号　竹田通線

２　都市計画を変更する土地の区域

⑴　追加する部分

なし

⑵　削除する部分

国富町大字本庄字六日町、東ノ原の一部

３　都市計画の案の縦覧場所及び期間

⑴　場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県高岡土木事務所及び国富町都市建設課

⑵　期間

平成29年10月５日から平成29年10月19日まで

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第９号

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第26条第１項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定めた。

なお、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（平成26年宮崎県教育委員会告示第７号）は廃止する。

平成29年10月５日

宮崎県教育委員会教育長　四　本　　孝

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験の名称	開示する内容		
宮崎県教育委員会埋蔵文化財専門職員採用選考試験	総合順位（第１次試験の結果については不合格者に係るものに限る。）	試験結果を発送した日から起算して１月間	宮崎県教育庁総務課
宮崎県立高等学校入学者選抜	推薦・連携型入学者選抜及び一般入学者選抜における学力検査の教科別得点（各教科で傾斜配点を実施する学校においては、傾斜配点した点数）及び合計点	合格発表の日から起算して１月間	受検者が受検した県立学校
宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜	作文及び適性検査の結果	入学者選抜検査結果通知投函の日の翌々日から当該結果通知の投函の日の属する年の３月31日まで	受検者が志願した県立学校
宮崎県公立学校教員採用選考試験	第１次試験及び第２次試験についての総合ランク、得点及び評価（いずれも不合格者に係るものに限る。）	試験結果を発送した日から起算して１月間	宮崎県教育庁教職員課
宮崎県公立学校実習助手採用選考試験	同　上	同　上	同　上